

(意見書案第19号)

利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書

政府は社会保障制度改革国民会議の提言を受け、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案（プログラム法案）」を国会に提出した。同法案では介護保険制度について、要支援者に対する介護予防給付を市町村が実施する地域支援事業の形に見直すことや、一定以上所得のある利用者の負担引き上げなどを盛り込んだ介護保険法改正案の平成26年通常国会への提出を目指すとしている。

少子高齢化が進展する中、社会保障の機能強化に向けた財源やサービス提供体制の確保等が一層重要となっており、高齢者の尊厳が守られ、住み慣れた地域で生活できる仕組みづくりと、介護労働者が安心して働き続けられる利用者本位に基づく持続可能な社会保障制度の確立が必要である。

よって、政府においては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 要支援者を「新しい総合事業」に移行することは、社会保険の基本的な制度である個人給付を大きく変容させるものであり、また、給付水準や負担額の格差が自治体の財政力などによって今まで以上に拡大する恐れがあることや、介護サービスの安定供給に懸念があるため、現行の予防給付を維持すること。
- 2 予防給付は、介護の重度化防止という観点から有効であり、自立支援効果の期待できる予防給付が行われるようケアマネジメントを強化すること。
- 3 一定以上所得のある者の介護保険利用料2割負担は、引き上げによって大きな影響が生じることから、基準の設定については、長期的・継続的負担となることを考慮した所得要件とすること。
- 4 特別養護老人ホーム等における補足給付の支給要件に資産を追加する際には、実態を把握した上で資産捕捉の確実性や公平性の確保、さらには保険者における事務負担を十分に考慮し検討すること。
- 5 介護人材の確保は介護サービスを提供するための基盤であることから、介護労働者が働き続けることができるよう人材を安定的に確保するためのロードマップを示し、処遇改善及び人材育成・確保への財政措置を含めた施策を講じること。
- 6 地域包括ケアシステムの推進に当たって、24時間定期巡回・随時対応サービスや小規模多機能サービスの現状を検証し、改定・改善策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月13日

釧路市議会

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 宛